

○福島地方水道用水供給企業団自家用電気工作物保安規程

〔平成12年10月23日
管理規程第3号〕

改正 平成13年6月11日管理規程第5号
平成18年3月30日管理規程第2号
平成28年3月15日管理規程第2号
平成18年3月30日管理規程第1号
平成24年5月15日管理規程第4号

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 保安業務の管理運営体制（第5条－第10条）
- 第3章 保安教育（第11条・第12条）
- 第4章 工事の計画及び実施（第13条・第14条）
- 第5章 保守（第15条－第17条）
- 第6章 運転又は操作（第18条）
- 第7章 災害対策（第19条・第20条）
- 第8章 記録（第21条）
- 第9章 責任の分界（第22条・第23条）
- 第10章 整備その他（第24条－第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第42条第1項の規定に基づき、福島地方水道用水供給企業団が経営する水源施設及び水道用水供給施設（以下「企業団施設等」という。）で別表第1における電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保することを目的とする。

（法令及び規程の遵守）

第2条 企業団施設等の管理者及び従業者は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

（細則の制定）

第3条 この規程を実施するため必要と認める場合には、別に細則を制定するものとする。

（規程の改正等）

第4条 この規程の改正又は前条に定める細則の制定又は改正に当たっては、主任技術者の参画のものに立案し、これを決定するものとする。

第2章 保安業務の管理運営体制

（保安業務の監督）

第5条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務組織は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 福島地方水道用水供給企業団企業長（以下「企業長」という。）は、保安業務を統括管理する。
- (2) 主任技術者は、法令及びこの規程に基づく保安監督を遂行するために、保安を担当する職務にある者のうちから選任する。
- (3) 保安業務担当区分は、別表第2のとおりとする。
- (4) 保安業務を円滑に遂行するため指揮命令及び連絡系統は、別表第2のとおりとする。
- (5) 主任技術者及び電気工作物に係わる保安業務に従事する者の配置及びその分掌は、別表第2のとおりとする。

（設置者の義務）

第6条 電気工作物に関する保安上重要な事項を決定し、又は行おうとするときは、主任技術者の意見を求めるものとする。

- 2 主任技術者の電気工作物にかかわる保安に関する意見を尊重するものとする。
- 3 法令に基づいて行う所管官庁に提出する書類の内容が、電気工作物にかかわる保安に関係のある場合には、主任技術者の参画の下にこれを立案し、決定するものとする。
- 4 所管官庁が法令に基づいて行う検査には、主任技術者を立ち合わせるものとする。

（主任技術者の義務）

第7条 主任技術者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の業務を総括するものとする。

第3編 組織・処務（福島地方水道用水供給企業団自家用電気工作物保安規程）

- 2 主任技術者は、法令及びこの規程を遵守し、電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。

（従業者の義務）

第8条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従うものとする。

（主任技術者不在時の措置）

第9条 主任技術者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合に、その業務の代行を行う者（以下「代務者」という。）をあらかじめ指名しておくものとする。

- 2 代務者は、主任技術者の不在時には、主任技術者に指示された職務を誠実に行うものとする。

（主任技術者の解任）

第10条 主任技術者が次の各号のいずれかに該当する場合は、解任することができるものとする。

- (1) 主任技術者が病気等により欠勤が長期にわたり、又は精神障害等により、保安の確保上不相当と認められたとき。
- (2) 主任技術者が法令又はこの規程に定めるところに違反し、又は怠って保安の確保上不相当と認められたとき。
- (3) 主任技術者が刑事事件により起訴されたとき。

- 2 前項に該当する場合又は主任技術者が転任、退職等の場合のほかは、その意に反して解任されないものとする。

第3章 保安教育

（保安教育）

第11条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、企業団施設等の実態に即した必要な知識及び技能の教育を計画的に行うものとする。

（保安に関する訓練）

第12条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、事故その他非常災害が発生したときの措置について、必要に応じて、実施指導訓練を行うものとする。

第4章 工事の計画及び実施

（工事計画）

第13条 電気工作物の設置、改造等の工事計画を立案するに当たっては、主任技術者の意見を求めるものとする。

2 主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するために電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事（以下「補修工事」という。）の年度計画を立案し、企業長の承認を得て行うものとする。

3 前項の計画は、企業団施設等の各部門と連絡を緊密にし、その意見を聴いて行うものとする。

（工事の実施）

第14条 電気工作物の工事計画の実施に当たっては、企業長の承認を得てこれを実施するものとする。

2 電気工作物に関する工事の実施に当たっては、必要に応じ作業責任者を選任し、主任技術者の監督の下にこれを施工するものとする。

3 企業団施設等の電気工作物を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にし、完成した場合には、主任技術者においてこれを検査し、保安上支障のないことを確認して引き取るものとする。

4 工事の実施に当たっては、その保安を確保するため、次の事項を規定した作業心得によって行わなければならない。

- (1) 停電範囲と時間、作業用器具等の準備状況の主任技術者による確認
- (2) 作業時間、停電時間及び危険区域の表示
- (3) 停電中の遮断器、開閉器の誤操作の防止措置
- (4) 作業責任者の指名とその責任
- (5) 作業終了時の点検及び測定

第5章 保守

（巡視、点検、測定等の基準）

第15条 電気工作物のための巡視、点検及び測定は、別表第3に定める基準により行うものとする。

2 主任技術者は、別表第3に定める基準により電気工作物の保安業務の指導監督を行うに当たっては、その年度における実施計画を作成し、企業長の承認を得て実施するものとする。

第16条 巡視、点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときには、当該電気工作物を修理し、改造し、移設し、又はその使用を

第3編 組織・処務（福島地方水道用水供給企業団自家用電気工作物保安規程）

一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

（事故の再発防止）

第17条 事故その他異常が発生した場合には、必要に応じ、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、再発防止に遺漏のないよう措置するものとする。

第6章 運転又は操作

第18条 電気工作物の運転又は操作の基準は、次の事項を定めた運転又は操作に関する細則を定めるものとする。

- (1) 平常時及び事故その他異常時における電気工作物の運転又は操作を要する機器、順序、方法並びに指令系統及び連絡系統
- (2) 軽易な事故電気工作物に関し、修理し、又は使用停止し、若しくは制限する等の応急措置
- (3) 緊急に連絡すべき事項、連絡先及び連絡方法の指示

第7章 災害対策

（防災体制）

第19条 台風、洪水、地震、火災その他の非常災害に備えて応急資材を備蓄するなど電気工作物に関する保安を確保するため、関係機関との協力体制及び連絡体制を整備しておくものとする。

第20条 主任技術者は、非常災害発生時において電気工作物に関する保安を確保するための指揮監督を行うものとする。

第8章 記録

第21条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する次の記録は、3年間保存するものとする。

- (1) 巡視、点検及び試験の記録
 - (2) 電気事故に関する記録
 - (3) 保修工事に関する記録
- 2 主要電気機器の保修記録は、各機器ごとの設備台帳により記録するものとする。

第9章 責任の分界

（責任の分界点）

第22条 東北電力株式会社の設置する電気工作物と保安上の責任と財産上の分界点は、別表第4のとおりとする。

（企業団施設等の構内）

第23条 需要設備の構内及び区域は、別に定めるものとする。

第10章 整備その他

（危険表示）

第24条 受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所であって、危険のおそれのあるところには、人の注意を喚起するよう表示を設けるものとする。

（測定器具の整備）

第25条 電気工作物の保安上必要とする測定器具類は、常に整備し、これを適正に保管するものとする。

（設計図等の整備）

第26条 電気工作物に関する設計図、その他主要文書については、必要な期間整備保存するものとする。

（規程等の改正）

第27条 この規程及びこの規程に基づく細則を制定又は改正する場合は、主任技術者の参画の下に立案し、これを決定するものとする。

附 則

この規程は、平成12年10月25日から施行する。

附 則（平成13年6月11日管理規程第5号）

この規程は、平成13年6月21日から施行する。

附 則（平成18年3月30日管理規程第1号）抄
（施行期日）

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月30日管理規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年5月15日管理規程第4号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月15日管理規程第2号）
（施行期日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。